証券監視委としては、引き続き、監督部局との連携の下、投資一任業者に対する集中的な検査を継続することとしている。

なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

第６　検査結果の概要

平成24年度に検査が終了した金融商品取引業者等において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、本章第７で概要を、附属資料２－４－３⑴①で詳細を記述する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行ったものについては、本章第７で概要を、附属資料２－４－３⑴④で詳細を記述する。

１　第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成24年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。）は計81業者であり、45業者において問題点が認められた。これら45業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは６業者、投資者保護に関するものは12業者、財産・経理等に関するものは７業者、その他業務運営に関するものは33業者となっている。

⑴　不公正取引に関するもの

勧告事案：検査の結果、法令違反等の問題点が認められ、検査対象先に対し問題点を通知するとともに、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分等を行うよう勧告を行ったもの（以下同じ。）。

①　法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況

〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第１項第５号〕

（本章第７－１－⑴及び附属資料２－４－３⑴①（番号１）参照）

（本章第７－１－⑷及び附属資料２－４－３⑴①（番号４）参照）

②　有価証券の売買等につき法人関係情報を提供して勧誘する行為

〔金商法第38条第７号に基づく金商業等府令第117条第１項第14号〕

（本章第７－１－⑴及び附属資料２－４－３⑴①（番号１）参照）

（本章第７－１－⑷及び附属資料２－４－３⑴①（番号４）参照）

問題点通知事案：法令違反等の問題点が認められ、検査対象先に対し問題点を通知したもの（以下同じ）。

①　上場優先出資証券の相場を変動させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら当該優先出資証券に係る買付けの受託等をする行為

〔金商法第38条第７号に基づく金商業等府令第117条第１項第20号〕

当社営業員は、顧客がその保有するＡ社上場優先出資証券の終値を吊り上げたいとの意図を有していること知りながら、大引け直前において当該顧客よりＡ社上場優先出資証券の成行注文を受託していた。

②　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況等

〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第１項第12号〕

当社は、顧客から「自社株式（顧客が代表取締役社長を務める法人の株式）の上場維持を行うため、時価総額を引き上げなくてはならない」旨の意向を聞いていたにもかかわらず、以下のとおり、内部管理態勢が不十分なまま、顧客の買付注文を受注・執行し、その結果、当該自社株式の株価の上昇に影響を与える状況を発生させていた。

○　当社システムにおいて、当該株式に係る成行多量注文等の警告があったにもかかわらず、売買管理の主管部署である監査部は、営業員や顧客に対するヒアリング等を実施せず、株価上昇に影響を与える買付注文の受託を看過していた。

○　東証より、当該株式に係る株価操作に関する調査提出依頼があった際、監査部は、対応を資料の提出に留め、当該顧客の過去の売買動向や買付動機について何ら把握を行っておらず、売買審査担当者については、当該依頼があったことすら認識していなかった。

○　その後東証より「当該株式の買付けについて、社長自らが買付けを行っている状況であり、これ以上買うのか。」との連絡を受けて初めて、当該顧客に対して取引停止の措置を講じたが、その際にも、監査部は、当該顧客の注文動向等の分析を行っていなかった。

③　公募増資に関連する空売り規制通知の対応が不十分な状況

当社における、公募増資に関連する空売り規制通知（金商業等府令第123条第１項第26号に定める通知をいう。）の対応に係る業務の運営状況を検証したところ、以下のとおり、態勢不十分な状況が認められた。

○　社内通達において、書面等による空売り規制通知が不要となる要件が必ずしも明確に示されておらず、かつ、通達の趣旨が十分に浸透していなかった。

○　内部管理責任者におけるモニタリングは、書面等による空売り規制通知が行われているか否かといった、通知の手法に関する検証が中心で、「顧客に有価証券を取得させようとするときに、あらかじめ」通知が行われているかどうかといった、通知を行う時点に関する検証が行われていなかったことから、実際にはあらかじめ通知が行われていなかった事例が認められた。

⑵　投資者保護に関するもの

問題点通知事案

①　金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第38条第７号に基づく金商業等府令第117条第１項第２号〕

当社が作成した投資信託の勧誘資料において、直近分配金が変動することなく一年間毎月支払われ、かつ、直近基準価額と将来時点における基準価額が同じであることを前提として算出した分配金年利回りを、かかる前提条件の記載を行わないまま、単に「年利回り」又は「年利」とのみ表示した。

このため、当該勧誘資料は、顧客に対して常に記載された分配金年利回り相当の運用実績を得られるといった誤解を生ぜしめるような表示となっていた。

②　契約締結時交付書面の交付が遅滞している状況

〔金商法第37条の４第１項〕

当社は、国債の販売に係る契約締結時交付書面について、事務フロー上、交付時期を国債の発行日としていたことから、契約締結から１ヶ月後に交付していた等、交付が遅滞して行われた状況が認められた。

③　店頭デリバティブ取引に係る中途解約清算金の試算額を説明していない状況

当社は、店頭デリバティブ取引契約にあたり、契約締結前書面や商品説明資料を用いて当該取引の内容やリスクについて説明を行っているが、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅳ－３－３－２－⑹－②において店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項として顧客に説明することとされている「金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した解約清算金の試算額」が当該契約締結前書面等に記載されておらず、かつ、実際の取引時においても顧客に対し説明が行われていなかった。